

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布・施行に伴う  
災害対策基本法の一部改正について(平成23年5月2日改正) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(都道府県地域防災計画)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聞くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。</p>	<p>(都道府県地域防災計画)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、中央防災会議の意見をきかなければならぬ。</p> <p>4 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。</p>
<p>(都道府県相互間地域防災計画)</p> <p>第四十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により都道府県防災会議の協議会が、都道府県相互間地域防災計画を作成し、又は修正した場合について準用する。</p> <p>(削除)</p>	<p>(都道府県相互間地域防災計画)</p> <p>第四十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第四十一条第三項の規定は、第一項の規定により都道府県防災会議の協議会が、都道府県相互間地域防災計画を作成し、又は修正しようとする場合について準用する。</p> <p>4 都道府県防災会議の協議会は、第一項の規定により都道府県相互間地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。</p>